

消費税軽減税率制度等の説明会開催について

人吉税務署では、人吉商工会議所及び南九州税理士会人吉支部との共催による消費税軽減税率制度や消費税軽減税率制度対策補助金等に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、是非、お越してください。

- ◎ 消費税の軽減税率制度は、来年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。
- ◎ 軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

【開催日時・会場等】

日 時	会 場	備 考
平成30年11月20日(火) 14時00分～16時00分	人吉商工会議所 3階研修フロア (人吉市南泉田町3-3)	・ 座席数70席 ・ 要事前申込み

【主催者】 人吉税務署、人吉商工会議所、南九州税理士会人吉支部

【後 援】 公益社団法人 人吉地区法人会

- ◎ 人吉商工会議所会員以外の一般事業者の方の参加も受け付けておりますので、下記の窓口へお申込み願います。
- ◎ 説明会場の駐車場には限りがございますので、ご来場の際は、公共交通機関等をご利用ください。

《申込み・お問合せ窓口》

人吉税務署 総務課 (Tel 0966-23-2311 内線22)

※ 税務署にご連絡の際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。